

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例付則第2項の規定に基づく府中市役所市営駐車場の供用開始の日を定める規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第51号

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例付則第2項の規定に基づく府中市役所市営駐車場の供用開始の日を定める規則

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例(令和7年9月府中市条例第28号)付則第2項の規則で定める日は、令和8年9月14日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。